

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年9月20日

【発行者名】 ピクテ投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 萩野 琢英

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号

【事務連絡者氏名】 佐藤 直紀

【電話番号】 03-3212-3411

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 e - ファンド@ピクテ

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 1,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

**【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

平成25年6月20日付をもって提出した有価証券届出書(平成25年9月2日付で提出の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。)の記載事項のうち、訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するものであります。

**【訂正箇所及び訂正事項】**

(下線部\_\_\_\_\_は訂正箇所を示します。)

**第一部【証券情報】****(7)【申込期間】****<訂正前>**

平成25年6月21日から平成25年12月20日までとします。

なお、申込期間は上記期間満了前に、委託会社の有価証券届出書を提出することにより更新されます。

**<訂正後>**

平成25年6月21日から平成25年12月20日までとします。

なお、申込期間は上記期間満了前に、委託会社の有価証券届出書を提出することにより更新されます。

ファンドは信託終了(繰上償還)を予定しており、当該信託終了(繰上償還)が決定した場合、平成25年10月31日以降のファンドの取得申込みの受付を中止いたします。詳しくは、後記「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 1ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格」中の「信託終了(繰上償還)の予定について」をご覧ください。

**第二部【ファンド情報】****第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****(1)【ファンドの目的及び基本的性格】**

<前略>

**<訂正前>**

ファンドの特色

<中略>

- c 年2回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

<中略>

[ 収益分配金に関する留意事項 ]

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

**<訂正後>**

ファンドの特色

<中略>

- c 年2回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

&lt; 中略 &gt;

## [ 収益分配金に関する留意事項 ]

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。

信託終了(繰上償還)の予定について

ファンドは以下のとおり信託の終了を予定しております。ご投資家の皆様におかれましては、以下の内容を十分ご理解のうえ、ファンドのお申込みを行っていただきますようお願い申し上げます。

信託の終了日(予定) : 平成25年12月19日

信託の終了の理由 : 受益権口数が信託約款に定められた口数を下回っているため、信託約款の規定に基づき信託終了日を繰り上げるものです。

信託終了の決定日 : 平成25年10月29日

平成25年9月24日付の日本経済新聞に信託終了について公告します。また、平成25年9月24日から平成25年10月28日まで受益者から、当該信託終了に係る異議申立を受付けます。当該異議申立に係る受益権口数が平成25年9月24日におけるファンドの受益権総口数の2分の1を超えた場合には上記内容の信託終了は行いません。

公告日以降に取得した受益権(平成25年9月20日以降取得申込分<sup>\*</sup>)につきましては、上記の異議を申立てる権利はございませんのでご了承ください。

\* ファンドは取得申込日の翌営業日を約定日とし、約定日の翌営業日に追加設定が行われ、受益権が発生します。

(例)9/19(木)取得申込、9/20(金)約定、9/24(火)追加設定(異議申立権は9/24現在で設定済の受益権に帰属します。)

ファンドの運用は、信託財産の規模および残存期間等により委託会社が運用上必要と判断した際には、コール・ローン等の金融商品で運用する場合があります。なお、前記金融商品で運用を行っている場合においても、金融市場の動向やファンドにかかる信託報酬・費用等の影響により基準価額は変動します。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

当該信託終了が決定した場合、平成25年10月31日以降はファンドの取得申込の受付を中止いたします。

&lt; 後略 &gt;

**第2【管理及び運営】****3【資産管理等の概要】****(3)【信託期間】**

## &lt; 訂正前 &gt;

信託期間は、平成12年3月31日(当初設定日)から無期限です。

ただし、後記の「(5)その他 ファンドの償還条件等」に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

## &lt; 訂正後 &gt;

信託期間は、平成12年3月31日(当初設定日)から無期限です。

ただし、後記の「(5)その他 ファンドの償還条件等」に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

ファンドは信託終了(繰上償還)を予定しており、当該信託終了(繰上償還)が決定した場合、信託期間は平成25年12月19日までとします。詳しくは、前記「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 1ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格」中の「信託終了(繰上償還)の予定について」をご覧ください。